

○「地方公務員災害補償法第 59 条第 1 項の規定に基づき基金が
取得した損害賠償請求権の行使について」の実施について

昭和 45 年 3 月 30 日地基補第 171 号
各支部事務長あて 補償課長

第 1 次改正 昭和 46 年 3 月 27 日地基補第 123 号

第 2 次改正 昭和 48 年 10 月 31 日地基補第 481 号

第 3 次改正 昭和 49 年 7 月 16 日地基補第 309 号

第 4 次改正 昭和 52 年 7 月 14 日地基審第 27 号

第 5 次改正 昭和 53 年 11 月 1 日地基審第 54 号

第 6 次改正 昭和 55 年 8 月 2 日地基審第 39 号

第 7 次改正 昭和 62 年 11 月 16 日地基審第 59 号

第 8 次改正 平成 7 年 3 月 9 日地基審第 11 号

第 9 次改正 平成 8 年 3 月 29 日地基審第 28 号

第 10 次改正 平成 13 年 3 月 21 日地基訟第 21 号

第 11 次改正 平成 21 年 6 月 2 日地基訟第 51 号

第 12 次改正 平成 24 年 3 月 23 日地基訟第 31 号

標記の件については、「年金たる補償に係る求償の事務等について（昭和 43 年 5 月 10 日地基補第 153 号）」によるほか、下記事項に留意のうえ、その実施に遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 について

a 本項本文は、求償権の行使についての原則を規定したものであること。

「債務者」には、当該災害の直接加害者のほか、民法上の責任無能力者の監督者、使用者、工

作物の所有者、動物占有者、自動車損害賠償保障法における運行供用者、国家賠償法における国、地方公共団体等で、当該災害について損害賠償の責を負うこととなる者を含むものであること。ただし、被災職員の属する地方公共団体は、法第 59 条に規定する第三者には該当しないものであるから、債務者とはならないものであること。(第 2 次改正・一部)

- b 本項ただし書は、求償権の行使についての例外規定であり、支部長は、(1)又は(2)の各号のいずれかに該当すると認められる場合に、求償を一時留保し、又は求償権の全部若しくは一部を放棄することができるものとしたものであること。

支部長は、原則として、災害発生の日から 3 年以内に、求償するか、求償を一時留保又は放棄するかのいずれかの措置を講じるよう努められたいこと。(第 12 次改正・一部)

- c (2)放棄することができる場合の「放棄」は、基金の事務処理上の措置であり、その後に(2)の各号に該当する事情がなくなったときは、求償できるものであること。

なお、(2)のイからエまでに定める場合は、地方公務員災害補償基金財務規程第 9 条ただし書の「理事長が必要と認めた場合」に該当するものであること。(第 12 次改正・追加)

- d (1)一時留保することができる場合の「資力がない場合」とは、債務者が個人である場合は、原則として、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 12 条の規定による生活扶助を受けている場合又は債務者及びこれと生計を一にする同居の親族の年間総収入の合計額の月割額が、生活保護法第 8 条第 1 項の規定に基づく厚生労働省告示(生活保護法による保護の基準)別表第 1 に定める生活扶助基準(収容及び移送を除く。)により計算した金額の 2 倍相当額に、同告示別表第 2 及び同告示別表第 3 に定める教育扶助及び住宅扶助の基準により計算した金額並びに 6 月以上の長期療養を要する者がある場合における必要最小限の予定療養費の月割額を加算した金額に満たない場合で、かつ、債務者の年齢又は身体状況等から判断して将来において応償能力を獲得することが困難であると見込まれる場合をいうものであること。

なお、これらの要件に該当する場合であっても、求償しようとする額から判断して応償が可能であると認められる場合又は債務者が処分可能な動産、不動産等の資産を有し応償が可能であることが判明した場合は求償手続を進めるものであること。

また、債務者が法人である場合は、経営状態が著しく悪化したため解散した場合又は事業を全面的に休止して将来再開の見込みが全くない場合をいうものであること。「所在不明の場合」とは、債務者を特定することはできるが、その住居所が不明の場合を、「その他一時留保することについてやむを得ない事情がある場合」とは、債務者が死亡し、相続人が不明の場合、債務者である法人が一時事業を休止している場合等をいうものであること。（第6次改正・一部、第7次改正・全部、第10次改正・一部、第12次改正・旧c線下）

e (2)放棄することができる場合の「同僚職員の職務行為によって当該災害が生じた場合」とは、同僚職員が加害者であって、当該同僚職員に対して基金が求償権を取得した場合をいうものであること。

また、「著しく公正を欠く場合」とは、被災職員の一方向的に近い過失により当該災害が発生した場合、被災職員と生計を同じくする者が加害者である場合、同僚職員以外の者で被災職員と同一の業務を共同で行っているものが当該業務を行う際の過失により当該災害が発生させた場合等をいうものであること。（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第5次改正・一部、第6次改正・一部、第8次改正・一部、第12次改正・旧d線下）

2 について

本項は、求償手続の第一段階として、基金は、あらかじめ債務者に対し基金が求償権を取得したこと及びその求償額の内容等を通知することを規定したものであるが、支部長は、求償するに当たっては、まず、当該債務者について所要の調査を行い、その結果、第1項ただし書(1)又は(2)のイ若しくはエ前段に該当することが判明した場合を除き、速やかに債務者に対し所要の通知を行い、求償の手続を進めるものであること。ただし、債務者の資力等についての調査に長期間を要することが見込まれる場合においては、取りあえず速やかに通知を行った上、所要の調査を継続するなどして、適切な事務処理を行うべきものであること。

なお、この債務者に対する通知は書面で行うものとする。

また、通知書に記載する納入通知書送付までの猶予期間は、おおむね通知書送付後1月程度とするが、事案の実情等に応じて適当な期間を定めて差し支えないものであること。（第3次改正・一部、

第7次改正・全部、第11次改正・一部)

3 について

a 本項は、前項の通知に対して、債務者から求償額、履行方法等につき、不服の申立その他の意思表示があった場合には、支部長は、債務者の資力等を勘案して、示談を行うことができるものとしたものであること。この場合において、示談により求償権の一部を放棄する場合は、第1項ただし書(2)のエに該当するものとして取り扱うものであること。また、示談により求償権の一部を放棄する場合には、原則として、残額の完済を条件に放棄するものであること。

なお、示談により求償権の一部を放棄することができる場合は、債務者が10年間の分割払によっても求償額の全額を支払うことが困難である場合、分割払によるよりも一括で支払える限度額を支払わせることが利息等を考慮すれば基金にとって有利であると考えられる場合、親権者等の法的責任を有しない者が債務者に代わって弁済を申し出ており、それを受諾することが基金にとって有利であると考えられる場合等、求償額の全部を求償することが不可能な場合又は求償権の一部を放棄して示談することが基金にとって有利であると判断される場合に限られるものであること。(第8次改正・全部)

b 支部長は、示談を行う場合には、損害賠償額、その履行方法、履行期限等について定めるほか、原則として履行期限までに債務を履行しないときの延滞金について定めるものであること。この場合において履行期限の定めについては、原則として、示談成立後おおむね6月以内とするものとし、また、必要に応じて、その債権に関する人的又は物的担保について定めるものであること。(第7次改正・旧その他の項削除、第8次改正・一部)

c 支部長は、示談により履行方法を定めるときは、原則として、一時払とするものであること。ただし、次のいずれかに該当すると認められ、かつ債務者に弁済に対する誠意が認められる場合に限り、原則として、弁済開始の日から10年を限度として、必要最小限の期間において分割払を認めることができるものであること。

なお、分割払を認める場合の示談書については、基本的には、別紙1の例によるものであるが、基金が求償権の一部の放棄を行わない場合には、別紙2の例による簡易な書面を債務者から提出

させることによっても差し支えないものであること。

(a) 債務者に債務を一括して弁済するに足りる資力がない場合

(b) 債務者に債務の一括弁済を求めることが、債務者及び債務者と生計を一にする同居の親族等の生活を著しく困難にすると認められる場合

(c) その他分割払を認めることについてやむを得ない事情がある場合（第8次改正・追加、第11次改正・一部）

4 について

本項は、第8項又は第9項に該当する場合を除き、第1項ただし書(2)のアにより求償額の全部又は一部を放棄しようとする場合において、その放棄しようとする求償額の総額が20万円を超えるときは、理事長と協議の上、20万円以下のときは支部長限りで、放棄することができるものとしたものであること。この場合の理事長に協議する際の様式は、別紙4によるものとする。（第7次改正・全部第8次改正・一部、第11次改正・一部、第12次改正・一部）

5 について

本項は、第1項ただし書(2)のイ又はウにより求償額の全部又は一部を放棄しようとする場合には、その放棄しようとする求償額の総額の多寡にかかわらず支部長限りで放棄することができるものとしたものであること。

なお、第1項ただし書(2)のイ（極度のあつれきを生じるような職場の上下関係及びセクシュアル・ハラスメントを原因として当該災害が生じたものに限る。）又はウにより放棄した場合は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、放棄したものの求償額等を記載した報告書を、当該半期経過後1月以内に訟務課に提出すること。この場合の様式は、別紙5によるものとする。（第12次改正・追加）

6 について

本項は、第8項又は第9項に該当する場合を除き、第1項ただし書(2)のエにより求償額の全部又は一部を放棄しようとする場合において、その放棄しようとする求償額の総額が100万円を超えるときは理事長と協議の上、100万円以下のときは支部長限りで、放棄することができるものとしたもので

あること。この場合の理事長に協議する際の様式は、別紙6によるものとする。(第12次改正・追加)

7について(第12次改正・旧d削除・旧5について繰下)

a 本項は、第2項の通知に対し債務者から何らの申出等がない場合又は示談により損害賠償額が確定した場合の求償手続について規定したものであること。(第12次改正・一部)

b 求償にあたっては、原則として納入通知書を発行するものとする。この場合、納入通知書の様式は、各支部の実情に応じて、支部長が適宜定めるものであること。

c 延滞金については、次のいずれかに該当すると認められる場合には、請求しないことができるものであること。(第12次改正・一部)

(a) 納入通知書に記載された損害賠償額が1,000円未満である場合

(b) 弁済時における延滞金の額が100円未満である場合

(c) その他延滞金を請求することが適当でない認められる場合

8について

本項は、第3項の不服の申出等があったが、その内容において全く求償に応ずる誠意が認められない場合、応償する誠意は認められるが基金にとって著しく不利になるような示談を強く求められた場合等で、示談が成立する見込みがないと認められるときには、基金は公権力に訴える措置等必要な措置を講ずることとしたものであり、「必要な措置」とは、訴訟、和解、支払督促、調停等の公権力に訴える措置のほか、当該求償額の放棄をいうものであること。支部長は、当該事案の求償額、交渉の経過その他の状況に応じて適切な措置を講ずるものとし、原則として公権力に訴える措置を講ずるものであること。

また、当該求償額の放棄を行う場合は、通常第1項ただし書(2)のアに該当して放棄することとなるものであり、支部長は、これに該当するかどうか確認した上で放棄するものであること。

なお、求償額の放棄についての理事長に協議する際の様式は、別紙7によるものとする。(第7次改正・全部、第8次改正・一部、第11次改正・一部、第12次改正・一部・旧6について繰下)

9について(第12次改正・旧7について繰下)

a 本項は、履行期限の到来後相当の期間が経過してもなお履行されない場合には、基金は第8項

の場合と同様に公権力に訴える等の必要な措置を講ずるものとしたものであること。(第12次改正・一部)

b 「相当の期間」とは、履行期限の到来後おおむね6月程度をいうものであること。

10について(第12次改正・旧8について繰下)

a 本項は、示談成立後又は納入通知書送付後に生じた債務者側の事情の変動に伴う債権の効力の変更を認めることができるものとしたものであること。

b 「その必要があると認められる場合」とは、次のいずれかに該当すると認められる場合であって、この場合には、履行期限の延長又は分割払等を認めることができるものとしたものであること。なお、この場合は、財務規程第9条ただし書の「理事長が必要と認めた場合」に該当するものであること。(第8次改正・一部)

(a) 債務者が無資力又はこれに近い状態となった場合

(b) 債務者が災害、盗難その他の事故により当該損害賠償額の全部を一時に履行することが困難となった場合

(c) その他債権の効力を変更することについてやむを得ない事情がある場合(第1次改正・旧その他の項削除)

c 支部長は、履行期限の延長又は分割払を認める場合には、履行期限の延長の場合は別紙3の例により、分割払の場合は別紙2の例により、債務者に書面で債務の履行を確約させること。なお、履行期限を延長する場合の延長に係る履行期限については、当該確約の日から3年以内において定めることとし、分割払を認める場合の期間等については、第3項の示談を行う場合に準じて取り扱うものであること。(第8次改正・追加)